

国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則

平成16年 4月 1日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第50条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学の常勤職の職員（再任用職員、特定有期雇用職員は除く。以下「職員」という。）に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規則による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この規則において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けべき親族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規則の規定による退職手当の支給を受けべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規則による退職手当は、他の法令等に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この規則によりその支給を受けべき者に支払わなければならない。ただし、その支給を受けべき者の預金若しくは貯金への振込み又は隔地送金の方法により支払う場合は、この限りでない。

2 この規則による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けべき

者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第3条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 次条又は第6条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）に規定する本給月額（令和2年1月1日以降教育職本給表（一）の適用をうける教員（以下「新年俸制教員」という）については、本給の12分の1の額と読み替えて適用し、この規則の各条および別に定める他の規則の各条においても同様とする。）に本給の調整額を加算した額（以下「本給の月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第9条の6に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第18条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、職員就業規則第23条第1項第1号から第3号までの規定による解雇により退職した者を含む。以下「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 職員就業規則第17条第2号又は第3号の規定により退職した者
- (2) 勸奨により退職した者
- (3) 第9条の6第1項第1号に規定する募集に応募し認定を受けて、退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除

く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日本給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、職員就業規則第17条第2号又は第3号の規定により退職した者
- (2) 職員就業規則第23条第1項第4号及び第5号の規定による解雇により退職した者
- (3) 業務上の傷病若しくは死亡により退職した者
- (4) 25年以上勤続し、勸奨により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、第9条の6第1項第1号に規定する募集に応募し認定を受けて、退職すべき期日に退職した者
- (6) 第9条の6第1項第2号に規定する募集に応募し認定を受けて、退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

(本給の月額の減額改定以外の理由により本給の月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第6条の2 退職した者の基礎在職期間中に、本給の月額の減額改定(本給の月額の改定をする規則が制定され、又はこれに準ずる給与準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該規則又は給与準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた本給の月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の本給の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の本給の月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前本給月額」という。)が、退職日本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手

当の基本額に相当する額

(2) 退職日本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日本給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前本給月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規則その他の規則の規定により、この規則の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則若しくは国立大学法人東京医科歯科大学役員退職手当規則（平成16年規則第7号）の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第10条第5項に規定する国立大学法人等職員若しくは第11条第1項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第18条第1項若しくは第19条第1項の規定により退職手当等（一般の退職手当及び第17条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、役員、第10条第5項に規定する国立大学法人等職員又は、第11条第1項に規定する国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国立大学法人等職員としての引き続いた在職期間

(3) 第11条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第11条第2項に規定する場合における国家公務員等としての引き続いた在職期間

(5) 第14条第2項に規定する役員としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第7条 第5条第1項第3号及び第6条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項、第6条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第5条第1項及び第6条第1項	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第1号	及び特定減額前本給月額	並びに特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額
第6条の2第1項第2号	退職日本給月額に、	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額、
第6条の2第1項第2号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の調整)

第8条 退職手当の基本額は、第4条から前条までの規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第5条から前条までの規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本条本文の規定の例により計算して得られた額とする。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第4条から第6条まで及び第8条の規定により計算した退職手当の基本額が退職日本給月額に47.709を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の2 第6条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲

げる同項第2号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 47.709以上 特定減額前本給月額に47.709を乗じて得た額
- (2) 47.709未満 特定減額前本給月額に第6条の2第1項第2号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日本給月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第7条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第4条から第6条まで	第7条の規定により読み替えて適用する第6条
	退職日本給月額	退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額
	これらの	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の
第9条の2	第6条の2第1項の	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項の
	同項第2号口	第7条の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の2第1号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額

第9条の2第2号	特定減額前本給月額	特定減額前本給月額及び特定減額前本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額
	第6条の2第1項第2号口	第7条の規定により読み替えて適用する第6条の2第1項第2号口
	及び退職日本給月額	並びに退職日本給月額及び退職日本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3以内の割合を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第7条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第6条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、国立大学法人東京医科歯科大学育児休業等規則（平成16年規則第33号）による育児休業、育児部分休業及び育児短日数勤務、国立大学法人東京医科歯科大学短日数勤務に関する規則（令和元年規則第〇〇号）による短日数勤務、国立大学法人東京医科歯科大学自己啓発等休業規則（平成27年規則第35号）による自己啓発等休業、国立大学法人東京医科歯科大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成28年規則第140号）又は停職により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち別に定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 95, 400円
- (2) 第2号区分 78, 750円
- (3) 第3号区分 70, 400円
- (4) 第4号区分 65, 000円
- (5) 第5号区分 59, 550円

- (6) 第6号区分 54, 150円
- (7) 第7号区分 43, 350円
- (8) 第8号区分 32, 500円
- (9) 第9号区分 27, 100円
- (10) 第10号区分 21, 700円
- (11) 第11号区分 0

- 2 退職した者の基礎在職期間に第6条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、別に定める。
- 4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者（第5号に掲げる者を除く。次号において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0
 - (3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
 - (4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0
- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は別に定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第9条の5 第6条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条の2、第6条、第6条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、職員給与規則に規定する本給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額をいう。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第9条の6 学長は大学の運営上、特に必要と認める場合、次に掲げる定年前に退職する意思を有する職員を募集することが出来る。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、45歳以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃により退職することとなる職員を対象として行う募集

2 前項の規定による職員の募集及び認定に関し必要な事項は別に定める。

(勤続期間の計算)

- 第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。
- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
 - 3 職員が退職した場合（第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
 - 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあっては、その月数の3分の1。育児休業規則第18条第2項の規定による育児部分休業をした期間については、その月数の3分の1。育児短日数勤務をした期間については、その月数の3分の1。育児を理由としない短日数勤務をした期間については、その月数。自己啓発等休業をした期間については、その月数（ただし、大学等における修学の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1）。配偶者同行休業をした期間については、その月数）に相当する月数を前3項の規定により計算した在职期間から除算する。
 - 5 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する法人その他細則で定める法人（以下「国立大学法人等」という。）の職員が引き続いて職員となったときにおけるその者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 6 前各項の規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第4条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第5条第1項又は第6条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
 - 7 前項の規定は、第9条の5の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国家公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

- 第11条 職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国若しくは特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（国立大学法人等を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の前条の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。ただし、第2項の規定に該当する職員がやむを得ず退職した場合における退職手当については、同項に規定する職員としての在職期間を前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなし、この規定による退職手当を支給する。
- 5 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条の規定に関わらず職員の引き続いた在職期間に全期間算入するものとする。
- 6 国家公務員等がその身分を保持したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、別に定める場合においては、この限りでない。

（非常勤職員としての在職期間の通算）

- 第12条 本学の非常勤職員（1日単位で労働することを条件として雇用される者に限る。以下同じ。）が退職した場合（第16条第1項各号の一に該当する場合を除く。）において、その非常勤職員の退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、その非常勤職員の退職の日が属する月（以下「退職月」という。）以前の月で退職月まで引き続き勤務した日が18日以上ある月について、第10条の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤職員退職手当の支給を受けた在職期間は除く。

（他の国立大学法人等の職員となった者の取扱い）

- 第13条 職員が、引き続いて他の国立大学法人等の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

（役員との在職期間の通算）

- 第14条 職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となったときは、この規則による退職手当は、支給しない。
- 2 第10条に規定する職員としての引き続いた在職期間には、役員が引き続いて職員となったときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
 - 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

（役員の在職期間を有する職員の退職手当の額の特例）

- 第15条 引き続いた役員としての在職期間を有する職員の退職手当は、第4条から第9条の5までの規定にかかわらず、当該役員としての在職期間における業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

第16条 削除

(予告を受けない退職者の退職手当)

第17条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(諭旨解雇による退職手当)

第17条の2 諭旨解雇処分(職員就業規則第44条第1項第2号の規定による処分をいう。以下同じ。)を受けた場合の退職手当の支給額は、第3条の2に基づく支給額の3分の2以内の額とすることができる。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第18条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が職務の執行の公正さに対する国民の信頼に及ぼす影響その他別に定める事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分(職員就業規則第44条第1項第1号の規定による処分をいう。

下同じ。)を受けて退職した者

(2) 職員就業規則第22条の規定による解雇(同規則同条第1号に規定する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2 学長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当等額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたとき

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号に該当するときは、学長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の

額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は学長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当等の額を支払うことが職務の執行の公正さに対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認められるとき。
 - (2) 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、当該退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、学長に対し、その理由となった事実認定や手続に不服がある場合には、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った大学は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支払いを差し止める必要がなくなった場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った学長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第20条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第18条第1項に規定する別に定める事情及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し、職員就業規則第44条第1号の規定による懲戒解雇等処分（以下「再任用職員等に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

(3) 学長が、当該退職をした者（再任用職員等に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、学長は、当該遺族に対し、第18条第1項に規定する別に定める事情を勘案して、当該退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 学長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第18条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第21条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は当該退職をした者に対し、第18条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受

けたとき。

(3) 学長が当該退職をした者（再任用職員等に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

- 2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 学長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第18条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第22条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、学長は当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第18条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第18条第2項並びに前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第23条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当等の額が支払われた後において、当該退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第21条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、学長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第4項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項又は前条第1項の規定

による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第19条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第21条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第18条第1項に規定する別に定める事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の別に定める事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当等の額を超えることとはならない。
- 7 第18条第2項並びに第21条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第21条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会への諮問）

第24条 学長は、第20条第1項第3号若しくは第2項、第21条第1項、第22条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第20条第2項、第22条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は学長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

5 学長は、退職手当審査会の報告に基づき、処分の決定を行う。

(実施規定)

第25条 この規則の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

(年俸制教員の退職手当の取り扱い)

第26条 国立大学法人東京医科歯科大学年俸制教員給与規則（平成27年規則第111号、以下「年俸制教員給与規則」という。）の適用を受ける教員（以下、「年俸制教員」という。）の退職手当に関する取扱いについては次の各項に定めるとおりとする。

2 年俸制教員給与規則第3条第1項に定める者については、退職手当を支給しない。

3 年俸制教員給与規則第3条第2項に定める者については、年俸制教員給与規則の適用を受ける前日までの在職期間に係る退職手当を支給するものとし、当該退職手当の算定にあたっては、第4条に定める自己都合等退職者として取り扱い、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条	退職の日におけるその者の、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）に規定する本給月額	年俸制教員給与規則の適用を受ける教員となった日の前日におけるその者の、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）に規定する本給月額、
第4条 第6条の2 第9条の4	勤続期間	勤続期間（年俸制教員給与規則の適用を受ける教員となった日の前日以前の期間に限る。）
第6条の2	退職日基本給月額	年俸制教員給与規則の適用を

<p>第9条 第9条の4</p>		<p>受ける教員となった日の前日におけるその者の給与規則第4条に規定する本給の月額</p>
<p>第6条の2</p>	<p>在職期間</p>	<p>在職期間（年俸制教員給与規則の適用を受ける教員となった日の前日以前の期間に限る。）</p>
<p>第8条</p>	<p>35年を超える期間</p>	<p>35年を超える期間（年俸制教員給与規則の適用を受ける教員となった日の前日以前の期間に限る。）</p>
<p>第10条</p>	<p>前3項の規定による在職期間のうち、休職月等が一以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間については、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあっては、その月数の3分の1。育児休業規則第18条第2項の規定による育児部分休業をした期間については、その月数の3分の1。育児短日数勤務をした期間については、その月数の3分の1。育児を理由としない短日数勤務をした期間については、その月数。自己啓発等休業をした期間については、その月数（ただし、大学等における修学の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1）。配偶者同行休業をした期間については、その月数）に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p>	<p>次の各号に掲げる月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。</p> <p>(1) 前3項の規定による在職期間のうち、年俸制教員給与規則の適用を受ける職員となった日の前日以前の期間において休職月等（停職の期間を除く。）が一以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数。育児休業規則第18条第2項の規定による育児部分休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数。育児短日数勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数。自己啓発等休業をした期間については、その月数（ただし、大学等における修学の内容が業務の能率的な運営に特に資するものと認められる場合については、その月数の2分の1）。配偶者同行休業をした期間については、その月数）</p> <p>(2) 前3項の規定による在職期間のうち、年俸制教員給与</p>

		規則の適用を受ける職員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数
第19条 第20条 第21条 第23条	基礎在職期間	在職期間(年俸制教員給与規則の適用を受ける教員となった日以降の期間を含む。)

4 年俸制教員給与規則第3条第3項に定める者については、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定めにより取り扱う。

(1) 本学に新たに採用となる前の国立大学法人等における在職期間(以下、「採用前期間」という。)の全てが、国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第四条の規程に基づき、本法人の職員となった者及び当該職員の退職に伴い補充した職員(以下、「承継職員」と言う。)であり、一般職員の職員の給与に関する法律(昭和25年4月3日法律第95号)に定める俸給表に準じた本給表により、給与が支給されていた場合

年俸制教員給与規則第3条第2項に定める者の例に準じる。

(2) 採用前期間の全てが、承継職員であり、年俸制により給与が支給されていた場合
退職手当を支給しない。

(3) 採用前期間において、第1号に定める給与の支給期間の後に、第2号に定める給与の支給期間がある場合

当該給与の支給方法の変更の前日を、第2項に定める年俸制教員給与規則の適用を受ける前日とみなして、第2項の例に準じて退職手当を支給する。

(4) 前号までに定めるものの他の場合

退職手当を支給しない。

(年俸制導入促進費対象教員から新年俸制教員へ切り替えた教員の退職手当に関する取り扱い)

第27条 年俸制導入促進費対象教員から、新年俸制教員に切り替えた教員(以下「新年俸制切替教員」という。)の退職手当に関する取扱いについては、次の各項に定めるとおりとする。

2 第10条第1項の規定にかかわらず、新年俸制切替教員が年俸制導入促進費対象教員として在職した期間については、同項に規定する職員としての引き続いた在職期間から除算するものとする。ただし、年俸制導入促進費対象教員給与規則第3条第1項第2号及び第3号(採用前期間が前条第4項第1号又は第3号に該当する者に限る)の規定により年俸制導入促進費対象教員となった者の年俸制導入促進費対象教員給与規則の適用を受ける前日までの在職期間については、第10条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間に算入するものとする。

3 第7条第1項で定める定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の適用要件としての、勤続期間20年以上の判定にあたっては、年俸制導入促進費対象教員として在職した期間を通算できるものとする。

4 新年俸制切替教員の退職手当の支給に関し必要な事項については、前各項に定めるもののほか、この規則の規定を準用して計算した額とする。

附 則

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

第2条 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第8条の規定の適用については、同条中「100分の104」とあるのは、「100分の107」とする。

第3条 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは、「60.99」とする。

第4条 国立大学法人法附則第4条の規定により職員となった者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規則による退職手当は、支給しない。

第5条 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学（以下「旧機関」という。）の職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続き公庫等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の職員となり、かつ、引き続き旧機関の職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

附 則（平成18年3月31日規則第5号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成20年9月29日規則第46号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月28日規則第51号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月23日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（国立大学法人東京医科歯科大学職員退職手当規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに退職した者に係る退職手当については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月26日規則第112号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（退職手当に関する経過措置）

2 第8条の規定の適用については、同条中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

3 第9条及び第9条の2の規定の適用については、同条中「49.59」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「55.86」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「52.44」とする。

附 則（平成27年3月25日規則第39号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第101号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月20日規則第113号）

この規則は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年10月11日規則第144号）

この規則は、平成28年10月11日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則（平成30年4月4日規則第29号）

この規則は、平成30年4月4日から施行し、平成30年1月1日から適用する。

附 則（平成30年8月22日規則第71号）

この規則は、平成30年8月22日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月26日規則第67号）

この規則は、令和元年6月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月7日規則第40号）

この規則は、令和2年4月7日から施行し、令和2年1月1日から適用する。

附 則（令和4年10月13日規則第140号）

この規則は、令和4年10月13日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年2月2日規則第22号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 当分の間、第5条第1項の規定の適用については、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 当分の間、第6条第1項の規定については、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

4 前2項の規定は、新年俸制教員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

5 職員給与規則附則（令和5年2月2日規則第20号）第2項及び第4項による職員の基本給月額の変定は、基本給月額の減額改定に該当しないものとする。

6 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第5号及び第6号に掲げる者に対する第7条の規定の適用については、第7条中「定年」とあるのは、「定年（新年俸制教員以外にあっては60歳とし、新年俸制教員にあっては65歳とする。）」とする。）とする。